

「デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和4年（2022年）7月28日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課  
電話(011)211-2362
- 2 契約に関する事項
  - (1) 業務名  
デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務
  - (2) 調達案件の仕様等  
「デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務」公募型企画競争提案説明書（以下「提案説明書」という。）による
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から令和5年3月31日まで
  - (4) 契約に至るまでの流れ  
公募型企画競争にて行う。
    - ア 企画競争参加者の募集
    - イ 企画提案書の提出
    - ウ 提案内容について企画競争実施委員会で審査
    - エ 上記ウの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定
    - オ 上記エの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、提案説明書による。
- 3 参加資格  
次の要件をすべて満たすものとする。
  - ア 日本国に事業所を有する法人であること。
  - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
  - エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、

2年を経過しない者でないこと。

オ 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。

カ 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。

キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

ケ 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

(ア) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

コ 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

サ 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

シ データセンターをはじめとするデジタルインフラにかかる知見を一定以上持ち、類似の事業を行った実績があること。

#### 4 申込期限

参加意向申出書及び企画提案書等

令和4年8月18日（木）16時00分必着

#### 5 提案説明書の交付方法

令和4年7月28日から札幌市経済観光局のホームページに公開する。

<URL>

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/digital-infra-chosa.html>